

## 自立支援医療費（精神通院）受給者証の有効期間延長措置の取扱い等にかかるQ&A

Q1 所得区分が一定以上の「D階層」の方についても、一律に一年間延長するのか。

A1 令和3年3月31日までの経過的特例措置の対象となっている一定所得以上の受給者（受給者証の階層欄に「D」と記載。月額上限2万円）については、延長後の有効期間は最長で令和3年3月31日までとなります。なお、経過的特例の延長が決定された場合は、他の階層と同様に一年間の延長となります。

（例）「階層D」で、受給者証に記載された有効期間がR1.10.1～R2.9.30

→ 延長 → R1.10.1～R3.3.31

※ ただし、経過的特例が延長された場合は、R3.9.30まで

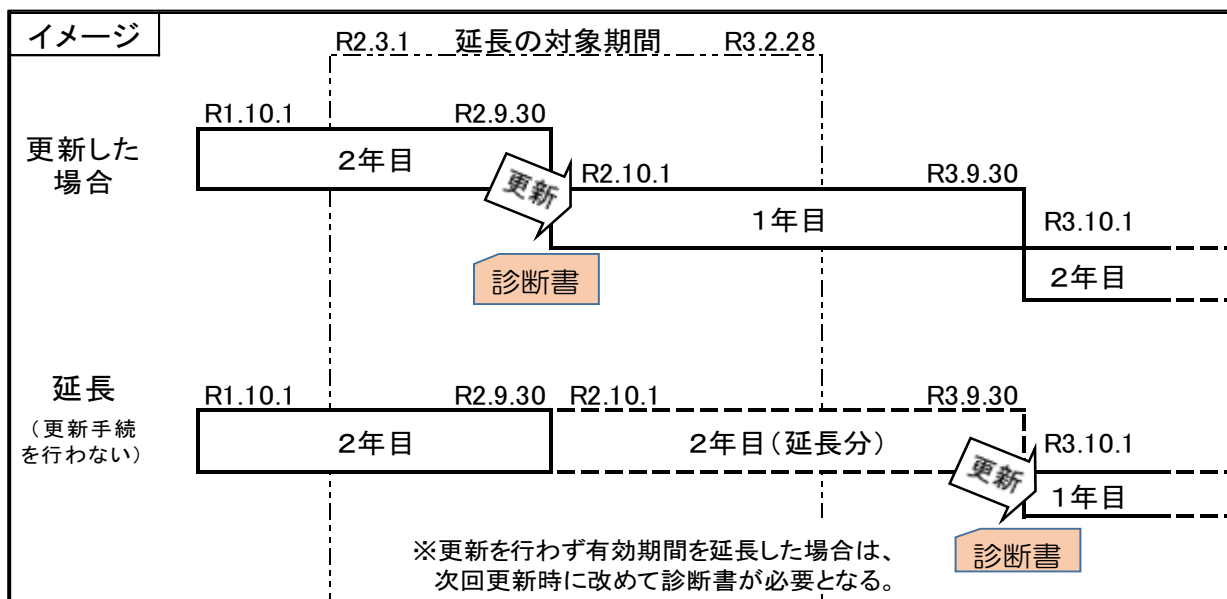
Q2 更新手続きを行わない場合、所得など申請事項に変更があっても反映されないのか。

A2 更新手続きを行わない場合は、受給者証に現在記載されている内容のまま有効期間が延長されますので、所得などに変更が生じた場合（平成30年に比べ令和元年の所得が大きく減少した場合など）は、変更申請が必要です。

Q3 受給者に更新用の診断書を既に渡しているが、延長措置により手続不要となったことで、この診断書は使用できなくなるのか。次回の更新の際にこの診断書を提出することはできないのか。

A3 延長措置の対象で有効期間が延長される場合であっても、これまでどおり本来の有効期間中に更新手続きを行っていただければ、審査を行い、新たな受給者証を交付することとしています。既にお渡し済みの診断書については、この更新手続きの添付書類として使用してください。

一方で、更新手続きを行わずに延長した場合は、次回（翌年）の更新時に改めて診断書が必要となりますが、診断書の作成時期が異なることから、現在受給者にお渡ししている診断書を流用して提出することはできませんのでご注意ください。



Q4 受給者が所持する自己負担上限額管理票が足りなくなった場合はどうするのか。

A4 有効期間の延長措置により更新手続きを行わない場合は、有効期間のうち延長にかかる期間について、自己負担上限額管理票の必要枚数が不足した場合、各市町村窓口で申し出のあった受給者に対して追加配布を行っているところですが、受給者の便宜上、各医療機関で必要枚数を追加でお渡ししていただくことも可能です。自己負担上限額管理票が必要な場合は、岡山県精神保健福祉センターまで必要枚数（受給者1名につき6枚）をご連絡いただければ、送付いたします。

なお、岡山県精神保健福祉センターHP に様式 PDF を掲載しております。緊急の場合についてはこちらの活用もご検討ください。

( <https://www.pref.okayama.jp/page/695477.html> )

Q5 有効期間を延長した受給者証は再発行されないとのことだが、受給者に延長後の有効期間を正しく認識してもらうため、医療機関において、延長後の有効期間を手書き修正してもよいか。

A5 市町村窓口においては、受給者の申し出に応じて有効期間の訂正を行っているところですが、各医療機関におかれては、鉛筆等を使用して延長後の有効期間を補足していただいて差し支えありません。ただし、ボールペン等の利用についてはお控えいただきますようお願いいたします。